

# 大牟田市内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針

平成26年5月27日 策定

平成30年5月29日 改定

令和 4年5月30日 改定

## 第1 趣旨

本方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年10月施行)(以下、「法」という。)に基づき策定された「福岡県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」(平成24年1月30日策定)に即し、「大牟田市内の公共建築物等(注1)における木材の利用の促進に関する方針」を定め、木材の利用促進による森林の適正な整備を促し、地球環境の保全、循環型社会の形成、森林の有する多面的な機能の発揮を図ることとする。

## 第2 大牟田市内の建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

市は、法第13条にのっとり、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用の促進に必要な技術の普及等を図るため、CLT(注1)や木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供に努めるものとする。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

### 2 住宅における木材の利用の促進

市は、法第14条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供に努めるものとする。

### 3 建築物木材利用促進協定制度の活用

#### (1) 建築物木材利用促進協定の周知

市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

#### (2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、この方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

#### (3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

### 4 木材の利用の促進の啓発

市は、関係団体と連携し、市民の目に触れる機会が多い公共建築物における木材の利用の促進を図るとともに、ホームページやパンフレット等における先導的な木造建築物の事

例の紹介等により、木材の利用の効果について積極的に市民への普及啓発を行う。

### 第3 大牟田市内の公共建築物等における木材の利用の促進のための基本的事項

#### 1 木材の利用を促進する公共建築物

本方針における公共建築物とは、市及び市以外の者が整備する建築物で、広く市民に利用され、公共性が高い別表1に掲げる建築物とする。

#### 2 市内の公共建築物等における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

以下のとおり施策の方向を定め、木材の利用の促進を図る。

##### (1) 公共建築物の木造化及び木質化の促進

建築基準法等の法令に基づく基準(以下「基準」という。)において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層(注2)の公共建築物においては、施設の用途、保安、維持管理面を踏まえながら、積極的に木造化(注3)及び木質化(注4)に努めるものとする。

また、基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進状況等を踏まえ可能な範囲で木造化及び木質化に努めるものとする。

さらに、CLT(注5)や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用にも努めるものとする。

なお、木材の利用にあたっては、県内の森林整備の促進、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、可能な範囲で県産材(注6)の使用にも努めるものとする。

##### (2) 公共土木工事における木材利用の促進

公共土木工事においては、資源の有効利用及び環境に配慮した木材の利用の促進にも努めるものとする。

なお、公共土木工事における木材の利用にあたっては、可能な範囲で県産材の使用にも努めるものとする。

##### (3) 備品等における木製物品の利用促進

公共建築物において使用される備品及び消耗品等について、木材を原材料として使用したものの利用の促進にも努めるものとする。

##### (4) 木質バイオマスの利用促進

公共建築物で使用する機器のエネルギー源として利用が可能な範囲において、木質バイオマスの利用の促進にも努めるものとする。

### 第4 大牟田市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

#### (1) 公共建築物の木造化及び木質化の推進

市が整備する公共建築物は、第2の2(1)に基づき、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分の木造化及び木質化による温もりのある公共空間の創出に努めるものとする。

#### (2) 公共土木工事における木材利用の推進

市が実施する公共工事において使用する工事用資材については、第3の2(2)に基づき木材の利用に努めるものとする。

#### (3) 備品等における木製物品の利用推進

市は、公共建築物において使用する机、椅子等の備品及び紙、文具類等の消耗品について、木材を原材料として使用したものの利用に努めるものとする。

#### (4) 木質バイオマスの利用推進

市は、木質バイオマスをエネルギー源として、発電や暖房器具等の多様な活用に努めるものとする。

### 第5 その他市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

#### 1 推進に関する事項

市は、公共建築物等における木材の利用の促進を効果的に図っていくため、国及び県と連携し、木材の利用の促進に関する施策についての情報を収集し、木材の利用の促進を図れるよう情報提供に努めるものとする。

#### 2 コスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において木材を利用するにあたっては、一般に流通している木材を使用する等、建築コストや維持管理等コストを総合的に考慮するものとする。

また、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることや利用者ニーズ、木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

(注1)「公共建築物等」とは、別表1(第2関連)並びに公共土木工事及び公共建築物における備品、消耗品、木質バイオマス等をいう。

(注2)「低層」とは、高さ16m以下かつ軒高9m以下で延べ床面積3,000㎡以下の建築基準法の耐火性能を求めない建築物をいう。

(注3)「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

(注4)「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

(注5)「CLT」とは、Cross Laminated Timber(直交集成板)の略。板の層を各層で互いに直交するよう積層接着した厚型パネルをいう。

(注6)県産材とは、福岡県内で育成・伐採された木材をいう。

別表1(第2関連)

学校(幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校等), 社会福祉施設(老人ホーム, 保育所等), 病院, 運動施設(体育館, プール等), 社会教育施設(図書館, 公民館等), 市営住宅, 公共交通機関の旅客施設の待合所等、市の事務・業務に供される建築物等